

令和4年度 第8回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和4年11月9日 午後1時30分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第27号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第28号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
(諮問)
議案第30号 農業振興地域整備計画変更に伴う意見の聴取について (諮問)
5. その他
6. 出席委員
農業委員
1 番 境 栄一郎 2 番 長野 和代 3 番 清住 昇
4 番 松本 茂 5 番 伊豆野 誠 6 番 五嶋 靖
7 番 岡本 篤幸 8 番 平井 豪 9 番 草場竜一郎
10 番 本田 廣正 11 番 中村 幸信 12 番 河嶋 隆雄
13 番 緒方 寛二 14 番 中村 節美
農地利用最適化推進委員
西村 孝生 西村 盛一 田上 安幸 外村 和彦 松永 博文
井芹 康雄 伊佐 浩二 坂本 導成 松野 文男 上村 敦之
7. 欠席委員
農業委員
なし
農地利用最適化推進委員
なし
8. 議事録署名人
2 番 長野 和代

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 河原 俊典 川端 勵志 今村 優香

会 議

1. 開 会

事務局長 定刻になりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和4年度第8回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まず、会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。今年もいよいよ残すところ2か月を切りました。早いもので1か月を切ったという事で、12月の師走になりますので、もっと過ぎるのが早いんじゃないかというふうに思っています。

皆さんもいろいろ農業新聞等で見られるかと思いますが、今日の農業新聞だったと思います、さきに政府が骨太の方針4項目を発表いたしました。経済、それとエネルギー、もう一つは外交ですか、それに新しく今年初めて骨太の方針の中に食料安全保障が含まれています。それは秋に審議が始まるということで、その点を私はお繋ぎをしていたかと思いますが、やっと政府も動きまして予算の関係の中にも8,206億円の補正予算の中に1,200億円ほどが食料安全保障の関係に回されているようであります。

ちょっと中を見て見ましたら、皆さんも御承知かと思いますが、水田を畑地化するのにかなり投入しますよというような形であるようで、今日の新聞を見ますと10アール当たり14万円を出しますよと。それは、畑地化した当初の年に限って10アール当たり14万円を補助しますと。さらには、その後5年間は毎年2万円ずつを5年間補助します、このような内容になっているかと思いますが。

飼料用、麦、大豆等の食料自給率が低い関係、そういった諸情勢で食料を確保していきたいという思惑もあるんじゃないかと思いますが。そういう意味では我々も常にそちらのほうに頭と目を回していただきまして、うまく交付金、補助金をお受けしながら農政をやっていかなければならないと感じた次第であります。

それと、農業新聞がさっき出ましたので、新しくなられた方で農業新聞をまだ未読の方はぜひ購読をお願いしたい、これもつけ加えておきたいと思います。

本日は3条、5条、強化促進法関係、それから農振の関係がありますので若干長くなろうかと思いますが、皆様の御協力をお願いしたいと思います。

先ほど緒方さんも言いましたように、まだまだコロナ禍も収束しておりません。作業をされる場合は十分に体調に気をつけながら作業していただきたいと思います。簡単にはなりますが冒頭に当たりましたの御挨拶とさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、2番委員の長野和代委員と、3番の清住昇委員をお願いをいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長をお願いいたします。

会 長 それでは、早速審議に入りたいと思います。

議案第27号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いいたします。

議案第27号、農地法第3条許可申請書審議について。

農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和4年11月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは審議に入ります。2ページをお願いします。

番号1番について審議したいと思います。10番委員の本田委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。それでは、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらが県道今吉野甲佐線です。こちらが県道御船甲佐線で、こちらに宇城鉄筋さん、あちらに乙女小学校がございます。申請地は宇城鉄筋さんから南西に約340メートル、田口の古賀原にあります。

場所の説明は以上です。

会 長 続きます、10番委員の本田委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。今回の申請は、申請人が相手方の農地の売買について相談され、了承を得られましたので今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法で照らし、問題がないか説明します。

1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま

2については該当しません。

3についても該当しません。

4については、本人の従事日数は250日程度あり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないかと思われま

5については、取得後の面積は1万485平米で、下限面積をクリアしま

6については該当しません。

7については問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。14番委員の中村節美委員から説明をお願いします。

○14番 14番委員の中村です。

先月の10月28日に、会長、境委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字田口字古賀原にある農地1筆です。申請地には柿の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、14番の中村委員から現地調査の報告、また、10番の本田委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

○1番 現地に行ったところ、荒れていて段差があったんですけど、柿を植えられる場合、整地か何かされるんですか。

○10番 この横に柿が植わってたでしょう。たしかその横の土地のはずなんですけど。前回出てきたところの横。その大きい木は違うと思います。

会 長 段差はなかったかな。

○10番 この前、柿が植わっていた土地の横ですよ。だけんそれを広げるだけのあれですよ、たしか。

○1番 ●●さんとかじゃなかと。

○10番 草が生えとつとこですよ。木があるところは違うと思います。大きい木があるでしょう。こっち側の土地。その横に柿がもう既に植わってるんですよ。

事務局長 それを広げらすとやろう。

○10番 うん。それで、その奥のほうが栗畑です。

○1番 じゃあ別にそのまま。

○10番 何もせずにそのまま。ただ、手入れしてないけん草が生えてるだけです。その手前がこの前、例のハウスができて、ニラを作るといのがこの道の手前側です。その横です。

会 長 境委員、よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 ほかに何か御意見ないでしょうか。

ほかにはないようです。

それでは採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号1番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号2と3番は譲受人が同一なので、契約の種類も同一なので一緒に審議したいと思います。

12番委員の河嶋委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の河嶋です。では、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらが国道443号線です。こちらに緑川団地、こちらが奥村牧場さん、こちらに龍野小学校がございます。申請地は龍野小学校から南西に約410メートル、下横田の日焼に2筆あります。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、12番委員の河嶋委員から、農地の所有権移転について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

○12番 12番委員の河嶋です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られた

ので今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま

2については該当しません。

3については該当しません。

4については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

5については、取得後の耕作面積が1万5,524平米で、下限面積をクリアします。

6については該当しません。

7については問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。1番の境委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の境です。

先月の10月28日に、会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字下横田字日焼にある農地2筆です。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、1番委員の境委員から現地調査の報告、また、12番委員の河嶋委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

ないようでございます。

それでは採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

2番、3番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号4番について審議したいと思います。

13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を讀み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリー

ンで説明します。

まず、こちらが国道443号線です。こちらが県道宇土甲佐線、こちらが甲佐大橋になります。申請地は甲佐大橋の上り口から南東に約260メートル、糸田の中川原に1筆と、同じく甲佐大橋の上り口から南に約130メートル、糸田の塔ノ木に2筆あります。

場所の説明は以上です。

会 長 続きます、13番委員の緒方委員から農地の耕作賃借権設定（5年）について、農地法上、問題がないか説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま

2については該当しません。

3についても該当しません。

4については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

5については、取得後の耕作面積が1万6,987平米で、下限面積をクリアしていま

6については該当しません。

7については問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。14番委員の中村委員から説明をお願いします。

○14番 14番委員の中村です。

先月の10月28日に、会長、境委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字糸田にある農地3筆です。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、14番委員の中村委員から現地調査の報告、また、13番委員の緒方委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませ

んか。

意見はないようでございます。

それでは採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号4番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号5番について審議したいと思います。

6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○6番 6番委員の五嶋です。説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。6ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらが県道稲生野甲佐線です。こちらに龍野小学校、こちらにふれあい広場がございます。申請地はふれあい広場から北に約590メートル、上早川の大峯に2筆と船野に1筆あります。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、6番委員の五嶋委員から、農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

○6番 6番委員の五嶋です。

7月の定例会で申請人から相手方に農地4筆を所有権移転する内容で審議し、許可が下りている農地でしたが、別の方に貸借する予定の農地が1筆含まれていることが判明したため、申請人から許可書の返納がありました。今回の申請については、残りの3筆について再度3条許可申請があったものです。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題ないか説明します。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

2については該当しません。

3については該当しません。

4については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

5については、取得後の耕作面積は5,417平米です。下限面積をクリアします。

6については該当しません。

7については問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

事務局 事務局から補足説明です。

7月の定例会で許可が下りた4筆のうち1筆を取り下げたい旨、申請者から相談がありましたので、県や農業会議に問い合わせたところ、1筆だけの取下げや許可

の取消しはできない、許可書を返納してもらって再度残りの3筆について3条申請してもらおう必要があるとの回答でした。この件については令和4年10月20日付で許可書の返納を受けています。

事務局からは以上です。

会 長

ありがとうございました。

現地調査を行っております。1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番

1番委員の境です。

先月の10月28日に、会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字上早川にある農地3筆です。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長

ただいま、1番委員の境委員から現地調査の報告、また、6番委員の五嶋委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

境委員。

○1番

事務局にちょっとお聞きしたいんですけど、この本田憲一郎さんという方は大阪府におられて、耕作面積が7反程度であるというのは、名義上7反の土地を持つてるということで、別に耕作されているわけではないですよ。

事務局長

おっしゃるとおりです。

会 長

ほかに何か御意見ございませんでしょうか。

ほかにはないようでございます。

それでは採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号5番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第28号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長

それでは、7ページをお願いいたします。

議案第28号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和4年11月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、8ページをお願いします。

議案第28号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番と2番については同一事業による許可申請であるため、一緒に審議したいと思います。

それでは、1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番

1番委員の境です。

それでは、番号1と2について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長
事務局

続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

御説明申し上げたいと思います。地図につきましては、お手元の資料9ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

真ん中、下から上に国道443号線、三本松甲佐線との交差点がこちらになりまして、左手に甲佐小学校がございます。申請地につきましては、分かりにくいかもしれませんが、ここに赤で記した田んぼでございます。親水公園から約38メートルほど南に下ったところがございます。

場所については以上でございます。

会 長

続きまして、転用申請に係る可否の判定について、1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番

1番委員の境です。それでは説明します。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を無償で譲り受け、自己所有の住宅を建設するために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、公共投資の対象となった農地であるため、第一種農地に該当します。第一種農地の転用は原則できませんが、集落に接続した農地であるため、例外的に転用は可能とされます。

2については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

3については、資金計画書、金融機関の事前相談結果書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

4については、施工中は十分配慮するとされており、土砂の流出や周囲の営農に支障を及ぼすおそれはありません。

5については、問題ないと思われます。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。14番委員の中村委員から説明をお願いします。

○14番 14番委員の中村です。

先月の10月28日に、会長、境委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字豊内字西ノ宮にある農地で、農地の状況としては公共投資の対象となった農地であるため、第一種農地に該当します。第一種農地の転用は原則できませんが、集落に接続した農地であるため、例外的に転用は可能と思われます。

今回の転用申請では、施工中は十分配慮するとされており、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、14番委員の中村委員から現地調査の報告、また、1番委員の境委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、例外規定に該当するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

本田委員どうぞ。

○10番 これは農地としては譲れないと思うんですよね。転用してから譲られるんですよ。その辺が書かれてないものですから。あくまでも相手は農地持っていないわけですから、農地のままでは無理ですよ。だから持主が転用された後に無償で譲られるかどうかということを質問したいんですけど。

会 長 事務局、補足をお願いします。

事務局 本田委員がおっしゃるとおり、許可証をつけて所有権移転、県知事の許可証がないとできないということになっております。

以上です。

会 長 本田委員よろしいですか。

○10番 はい。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

○12番 建物の宅地のほうは所有権移転になっております。道路に関しては使用貸借権になっておりますけども、これはなぜ分けてあるんですか。通常だったら両方とも所有権移転で無償だと思いますが。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 お答え申し上げます。宅地については当然、所有権移転で申請者、譲受人の名義になるんですけども、申請者にお話を聞きましたところ、少しでも固定資産税が安くなるように、親御さんの思いで使用貸借の設定をしたというお話でございました。

以上です。

会 長

よろしいですか。

○5番

自分のほうで調べ切らんだったんですけど、ここはたしか1反ぐらいありますよね。そのうちの半分は4畝を、住宅と進入路されるとか、残りの半分はまだそのまま田んぼとして使われるんですよね。そうすると進入路は。ここはたしか道側からしか入れなくなってたはずのような……。それともその横から入らすとか分かんけど。

会 長

どうぞ、事務局。

事務局

お手元の9ページに写真をお示ししております。今、現地確認の状況写真がこちらにあります。こちらが今、伊豆野委員がおっしゃられた前の道、進入路はこのように分筆し、宅地部分はこのようになって、残りのこちらのほうが農地としてそのまま使われるということでございます。

○5番

分かりました。

会 長

そのほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号1番と2番については、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県のほうへ送付してまいります。

続きまして、議案第29号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長

それでは、10ページをお願いいたします。

議案第29号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和4年11月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の11ページをお願いいたします。

甲農第1352号、令和4年10月26日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により農用地利用集積計画

を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次の12ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表です。令和4年度第8回です。まずは総括表で説明いたします。

賃借権の再設定については、今回ございません。

賃借権の新規について、5年の田が7筆の4,847平米、これのみとなります。

使用貸借権の再設定、新規ともございません。このため、今回利用権設定の合計は田が7筆の4,847平米のみとなります。

その他、所有権移転についても今回はございません。

皆様に審議していただきますのは、新規の案件となります。

詳細につきましては事務局から説明いたします。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、13ページをお願いします。

議案第29号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利利用集積計画についてを審議したいと思います。

番号1番から4番は譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。14ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、こちらが県道稲生野甲佐線です。こちらがふれあい広場で、こちらに町道大峯線が通っています。こちらに野乃屋さんがございます。申請地は野乃屋さんのすぐ東に3筆、南東に4筆、全部で7筆、全て上早川の大峯にあります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番から4番の相手方は上早川集落の認定新規就農者として農業を頑張っておられ、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われれます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

伊豆野委員どうぞ。

○5番 以前自分が現地調査行ったときにたしか申請があった場所のような気がするんですけど、それがさっきの内山さんのあれですかね。

事務局 さっき3条申請の番号5番の件で1筆取り下げであった農地がこちらの農地になります。

会長 よろしいですか。ほかに何か質問ございませんか。
ほかに質問はないようでございます。
それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号1番から4番については原案のとおり承認をいたします。

次の議案に入る前に10分ほど休憩いたします。

(休憩)

会長 それでは、時間になりました。再開をいたします。
続きまして議案第30号、農業振興地域整備計画変更に伴う意見の聴取についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、15ページをお願いいたします。

議案第30号、農業振興地域整備計画変更に伴う意見の聴取について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき別紙のとおり諮問があったため、意見の決定を求めるものでございます。

令和4年11月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次のページ、16ページをお願いいたします。

甲農第1351号、令和4年10月25日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、奥名克美。

農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について（諮問）。

このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農地法上問題ないか諮問します。

詳細につきましては、事務局から説明いたします。

以上です。

事務局 それでは、17ページをお開きください。諮問番号1番について御説明申し上げます。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

場所につきましては、お手元の資料の22ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

こちらが、下から上に熊本市に向かって国道443号線、左に緑川団地、そして申請人の経営する会社がこちらにございまして、それぞれ作業所、工場がございます。

こちらのほうが、先ほど申し上げましたとおり、狭隘で手狭になってきて、作業員が危険になっておるといことで、悠星会館の南側に4筆、こちらに新たに増設したいということで除外申請が上がっているところでございます。

本日、諮問に当たっては農業用地区域から除外した場合、農地法上、転用が可能か、問題ないかということでの諮問でございまして、農地法上、既存施設の拡張というふうに考えられますので、転用は可能と考えます。既存施設の拡張につきましては、既存施設の2分の1以内に限るといことでございます。既存施設の面積は7,696.23平米で、今回が2,768平米でありますので、既存施設の拡張に該当し、問題ないと事務局としては判断します。

その既存施設の根拠ですけれども、農地法の運用についての例外規定ということ、第1種農地の例外規定です。第2の1の(イ)のイのeの(e)の既存施設の拡張が農地法の運用の例外として示されておりますので、農地法上問題ないと考えます。

諮問番号1番につきましては、以上でございます。

会長 　　ただいま事務局から農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について、甲佐町長からの諮問の案件番号1についてただいま事務局から詳しく説明があったところです。これについて皆様方から何か御質問はありませんでしょうか。意見を求めたいと思います。

○1番 　　農振除外についてちょっとお伺いしたいんですけど、あそこは農業を振興するために大事な農業をするための土地ですよ。そういうところを除外して新しいものをつくるということになれば、もしトラブルが発生した場合、要は農薬がかかったとか、それは農業者が優先でよかということなのか、2人でトラブルは解決するのか。

事務局長 　　お答えします。

基本的にそこについては個人個人の民民での話合いになると思います。農振農用地っていうのは、おっしゃるとおり農業を振興するための地域ということ、その地域でなければいろんな農業の補助金が交付されないというケースもあります。ただ、状況に応じて、この場合だと、それだけの広がりがあるから第一種農地ということになりますけれども、今の説明の工場の拡張についての2分の1要件とか、その1辺、2辺は農地じゃないところに悠星会館、それと片方は道路ということ、2辺が農振農用地じゃないので例外的に除外することが可能であると。

国道敷であれば、今回は工場の拡張ですけれども、物流施設とかならオーケー、ただ、通常の工場だったら駄目ですよとか、いろんな細かい規定があります。今回この申請に当たっているのは2分の1の要件で上がっているところです。

あくまでも、さっきおっしゃったように、そのトラブルに関しては農業者が優

先とか、転用された方が優先とかではなく、あくまでも民民での話合いで解決していただくものであると考えます。

会 長 境委員、よろしいですか。

伊豆野委員。

○5番 農振を外す時にそれがかかるかどうか分からないんですけど、1町間、ある程度あるところの農地って、見た感じ1町ぐらいありますよね、他の農地で。

会 長 それを含めて……。

○5番 いやいや、さっきの地図を見せてもらって。周りが広がりがあるけん外れるのかなと思って。

事務局長 先ほど説明したとおり、基本的には10町以上の広がりがあれば第一種農地ということで基本的に農振除外はできません。ただ、例外規定として隣接する工場とかそういうところの2分の1の面積以内であれば拡張が例外的に転用が認められます。

農振に対してはこと細かい規定がありまして、今回出ている部分についてはそこについて、あらかじめ農振の除外についても県のほうでの除外の同意になります。そこで事前に県と打合せをして、可能であるという意見を頂いた上で今回上げているということです。

ただ農振除外の要件として転用が可能である。他の法律についてももちろん転用が可能でなければ農振の除外ができないというのがありますので、今回は農振を除外して、ここについて転用申請があったときに農地法上、転用ができるのかどうかというところの審議になると考えていただければと思います。

会 長 伊豆野委員、よろしいですか。

ほかに何か御意見ございませんでしょうか。分からないようなところ、疑問があればどんどん出していただきたいと思います。

境委員。

○1番 では、一番最初の悠星会館の場所ができたのは、道路に2辺が交わっているからあそこに建てられたということですか。

事務局長 道路の2辺の要件もありますが、そこの業種といいますか、これは駄目、これはオーケーとかいろいろ細かい規定もあります。

会 長 ほかに何かないでしょうか。

そしたらほかにはないようでございますので、この案件について、農地法上、問題なし、あるいは問題ありか決定したいと思います。問題なしと思われる方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、当農業委員会としましては、諮問案件の番号1、転用については農地

法上問題ないということで町長のほうへ答申したいと思います。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号2番について御説明申し上げたいと思います。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

場所はお手元の23ページの地図に示しておりますが、前のスクリーンで御説明したいと思います。

ちょっと説明と前後しますが、左下、こちらから宇土甲佐線がこのように伸びまして、下のほうに田原集落がございます。小川嘉島線がこのように通っておりまして府領の集落、諮問のあった方の会社がこちらです。前回か前々回、駐車場の用地が全くないのでということで転用申請で許可が出たところで、それに隣接するこちらのほうが農振農用地と。こちらのほうの除外と転用ができるかということで町長から諮問されているところです。

第二種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができるかと認められる場合は、原則として許可することができないとされています。

いわゆる別の場所で申請の場所以外のところでも代用が利くよというふうなことであればそれは認められません。今回の諮問農地は会社の代表者が居住する集落に接続しているため、農地の転用についての例外規定第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)、長ったらしくございますけれども、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われま。このため、事務局といたしましては転用については農地法上問題ないと考えます。

以上です。

会 長

ただいま事務局から農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について、その変更理由等について詳しく説明があったところです。

これについての皆様からの意見を聴取していきます。何か御意見のある方は挙手の上、発言願いたいと思います。

○10番

その●●さんの変形五差路、ここは円形の交差点に変わるみたいなんですよ。だからあの辺の土地の駐車場をどうしようかというのも恐らく加味されてるんじゃないかなと思います。その家があるところは円形の交差点になるんですよ。今の駐車場はなくなるんですよ、家が建つところが。どういうふうな円形か、どこに芯ができるか分かりませんが、地図見れば分かる。御船にロータリー交差点があるでしょう。あそこにそれができるんですよ。予定なんですよ。乙女小学校か

ら来た道と下から上ってきた道と城南へ行くのろと、今度農地に入るところと府領に行くところがあるんですよね。あれがどうも円形のロータリーに変わるらしい。

会 長 事務局はその件は知ってましたよね。

○10番 その辺は聞いてないですかね、事務局は。

事務局 前回の駐車場用地への転用の件のお話は伺っておりますが、今現在では具体的な話もまだ分かっておりませんし、今回農振除外したら農地法上ということで審議をいただくことなんで。

○10番 だから要するに●●さんの今の駐車場がそれができるとほとんどなくなってしまふんです。一つはね。かなり面積が取られる。そのためにそういうやつを前もってされてるんだなというのをここの中で知っているか、誰かいらないのか。

事務局 農振除外やって改めて正式な転用の申請が上がってきますので、そのとき具体的なお話が出てくるのかなとは思いますが。

○10番 そうなってくると、この横に家が1軒あるんですよ。そこはぎりぎりまで駐車場なんです。その家に対して出入りは大丈夫なのかな。それぞれこの辺は家があるところがあるから。それはしても構わんと思うんだけど、じゃあ駐車場でばんばんばん毎日入りこんでこられたらその家の人嫌にならないのかな。

会 長 ちょっとそれは置いとってもらって。

○2番 地権者の方もおばあさん独り暮らしで土地の管理はできない。県道の右も左もその方の持ち物だと思うんですよ。分かりません。右と左もや一たらなってるけんです。別にきれいになってもいいんだけど。県道が延びるそうですから。

会 長 先ほど事務局から話しましたように、現時点で問題ないかという審議になりますので。

○10番 現時点では問題ないと思います。ただそういうのが後々、何年後か知りませんが、できる予定の場所だからっていうのをちょっと聞いたかったんです。

会 長 本田委員のほかに何か御意見ございませんか。

それではほかにはないようでございます。

それでは、この件につきまして、農地法上問題なし、あるいはありか決定したいと思います。

問題なしと思われる方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、当農業委員会としましては諮問案件の番号2番の転用については農地法上問題なしということで町長のほうへ答申をしております。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

場所につきましては24ページの地図でお示ししておりますが、前のほうのスクリーンで御説明申し上げたいと思います。

国道443号線がこちらです。コウサ生コンさん、セブンイレブンさん、これが龍野川で糸田の四堂崎集落がこちらにございまして四堂崎に隣接する赤く示したところが諮問の農地になります。

今回諮問されている農業振興地域整備計画変更に係る内容としましては、建設会社の資材置場が隣接する町道の改良工事に伴い敷地が減少することになり、新たな場所に資材置場を設置する計画について農振農用地から除外した場合、農地の転用に関し農地法上問題がないかと甲佐町長から諮問されていおります。

町道改良につきましては、右側、こちらに町道大町塔ノ木線という道路がございまして、諮問にあった方のお住まいがこちら、事務所がこちらです。資材置場はこちらとこちらに点在しておりまして、ちょっと左側に拡幅が入ってきますものでこの資材置場がなくなることによって新たに近場300メートル以内で探したところ、こちらの地権者とお話できたというふうに聞いております。

番号3番の農地につきましては、公共投資の対象となっており、10ヘクタール以上の広がりがあるため第一種農地に該当します。第一種農地の転用は原則許可することができないとされていますが、今回諮問の農地は会社の代表者が居住する集落に接続しているため、農地法の運用についての例外規定で住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われまます。このため、事務局としましては転用については農地法上問題ないと考えます。

以上です。

会長

ただいま事務局から農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について、甲佐町長からの諮問の案件の番号3番について詳しく説明があったところです。

ただいまから意見を求めていきたいと思ひます。

質問のある方は挙手の上、発言願ひたいと思ひます。

○1番

農振除外についてもうちよつと聞かせてもらいたいんですけど、農振除外をした場合、その農地の評価額というのは上がったりのわけでしょうか。

事務局長

基本的に農振農用地であろうが農振農用地以外であろうが評価額というのは変わりません。

○1番

変わらない。じゃあ課税される税金も変わらない。

事務局長

変わりません。例えば今回の場合、田んぼから資材置場が変わりますので、地目

が雑種地に変わって、そうなれば雑種地のほうがもちろん田んぼよりも評価額は上がります。同じ田んぼを農振から除外したといっても評価額は田んぼのままだったら変わりません。

○1番 じゃあ新しくできた場合から課税が変わる。

事務局長 もちろんそうです。

会 長 境委員、よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、この案件につきましても農地法上問題なし、あるいは問題ありか決定したいと思います。問題なしと思われる方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。問題なしと認めます。

それでは、当農業委員会としましては諮問案件番号3番については、転用については農地法上問題ないということで町長のほうへ答申をしてまいります。

続きまして、番号4番について審議したいと思います。

事務局から説明を願います。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

場所については25ページ、お手元の資料25ページに添付しております。前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。

真ん中ほど、大きいのが緑川、こちらに乙女橋が入ってきております。宇土甲佐線がこのように通っておりましてYKK APさん、あゆの里学園さんがこちらにあつて、その上の隣接するこちら赤い印のところが今回諮問の土地でございます。

戻ります。番号4番の農地につきましては公共投資の対象となり、10ヘクタール以上の広がりもあるため第一種農地に該当します。第一種農地の転用は原則許可することができないとされていますが、今回の申請地は既存施設に隣接しており、面積も既存施設の2分の1以下であるため、農地法の運用についての例外規定、既存施設の拡張に該当すると思われれます。このため、事務局としましては転用については農地法上問題ないと考えます。

ちなみに、今ございますあゆの里学園の施設の面積につきましては7,590.49平米で、変更しようとする理由のところで申し上げました農振地ではない228番の80、228番の82と合わせても1,046平米でありますので、既存施設の拡張の条件である2分の1以下ということで農地法上は転用は問題ないと事務局としては考えたところ

るです。

以上です。

会 長 ただいま事務局から農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について、甲佐町長から諮問の案件の番号4番について説明があったところです。

これから意見を聴取したいと思います。意見のある方は挙手の上、発言願います。

○1番 投機目的で農業地除外とか転用とか前もってそこに道ができるけんが農振除外したり転用したりとか、そこに建物を建てる、そういうのは県からある程度情報は来るんですか。

事務局長 基本的に、農振除外も一緒ですけども、農振除外してその後、転用しないと地目は変わらない。それで転用申請を農業委員会のほうにされる。そのときには資金計画であったり、図面であったりを求められて、そこで県のほうで許可が下りた後は進捗状況とかそういうのになりますので、ただ投機目的で何も建てない、土地をただ手に入れるための転用というのは基本的には難しいと思います。

○1番 なかなか難しい。県が許さないということですか。

事務局長 はい。

会 長 よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 そのほかに何か御意見ございますか。

○12番 ちょっとお尋ねです。農振除外ですね、大体これで答申を上げてからどれくらいの期間で許可が下りてくるものなんでしょうか。

事務局長 基本的に事前に農業委員会のほうへ諮問が町長のほうから来ます。恐らく大体同月、11月に町のほうで農業振興地域の整備促進協議会というものがあって、そこで審議をします。その意見を踏まえて県のほうに出して、県のほうで縦覧期間とかいろいろありますので、今11月ですので3か月ぐらい、早くて1月ぐらいに農振除外の認可が下りると。その後、農業委員会のほうに今度転用の申請ということになります。

会 長 河嶋委員よろしいですか。

○12番 はい。

会 長 ほかに何かございませんか。

それでは採決を行います。

問題なしと思われる方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員問題なしと認めます。

それでは、当農業委員会としましては諮問案件2番と4番については転用については農地法上問題ないということで町長のほうへ答申をしまいたします。

続きまして最後になります番号5番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

場所につきましては26ページにお示ししております、お手元の資料で。ですが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

下から上に県道の嘉島甲佐線、芝原の集落、日立物流さん、左側に吉田の集落、高速道路がこのように通っています。今回諮問があった場所につきましては、集落の外れのほうの角に位置する農地の一部の308平米について農振除外した場合、農地法上問題ないかということで諮問が来ております。

今回諮問されている農業振興地域整備計画の変更に係る内容としましては、先ほど申し上げましたとおり、子供の成長に伴い現在の住まいが手狭になったため、妻の実家近くに個人住宅を建設する計画について、農振農用地から除外した場合、農地の転用に関し農地法上問題ないかというところの諮問でございます。

番号5番の農地につきましては公共投資の対象となっており、10ヘクタール以上の広がりもあるため第一種農地に該当します。先ほどから申し上げておりますとおり、第一種農地の転用は原則許可することができないとされていますが、今回の諮問の農地は集落に接続しているため、農地法の運用についての例外規定、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われま。このため、事務局といたしましては転用については農地法上問題ないと考えます。

以上でございます。

会長

ただいま事務局から農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について、甲佐町長からの諮問の案件の番号5について詳しく説明があったところです。

これから意見を聴取してまいりたいと思います。発言のある方は挙手を願います。境委員。

○1番

農業委員会とはあまり関係ないんですが、参考までにお聞きしたいんですけど、新たにによその町からこちらのほうに家を建てられるということで、先ほどの緒方さんなんかもそうなんですけど、そういう場合、甲佐町としては何か住宅支援とか子育て支援のごたつとは今のところ何もしてないんでしょうか。

事務局長

今のところ、よそから来られるということであれば定住促進の助成金というのがあります。ただ、町が指定した団地じゃないので、もちろん金額はちょっと安くなりますけど、たしか30万円だったですかね、子供1人当たりいけば加算でそういう助成金があります。

会 長 それは親族とか何とか関係なく。
事務局長 転入してきて建てられたら多分そうだったと思うんですけど。
会 長 親族以外でも。
事務局長 はい。
会 長 町に入ってくるとき。
事務局長 はい。あとは子育て支援といえば高校生までの医療費無償化とか。そうですね。今、大分進みますけども。あと保育料の軽減があったりとか、独自で町でやっているというのはかなりあると思います。

会 長 100万か何か……。
事務局長 それは、団地を指定団地として、そこに転入されたりとかした方には100万円支給。
会 長 今もある。
事務局長 あります。
会 長 ほかに何か御意見ないでしょうか。
それではほかにはないようでございます。
それでは、この案件につきまして農地法上問題なしと思われる方の挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員問題なしと認めます。
それでは、当農業委員会としましては諮問案件番号5番については、転用については農地法上問題ないということで町長のほうへ答申をしまいたします。
以上で本日予定をしていました議題全て終わりましたので、あとは事務局のほうへバトンタッチいたします。

事務局長 それでは、長い間お疲れさまでした。これもちまして、第8回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

2 番

3 番